

5 農作物鳥獣被害対策の展開

野生鳥獣による農作物被害は、全国的に、特に中山間地域を中心に発生しており、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加、里山の荒廃等を招き、これがさらなる被害を招く悪循環となっており、地域農業を振興するうえで大きな阻害要因となっている。多くの被害地域は過疎化、高齢化、狩猟者の減少等により個別の対応では被害軽減に結びつかないことから、地域が一体となった被害防止体制の整備が急務となっている。

東北地域における農作物鳥獣被害は20億円前後で推移

平成19年度の東北地域における野生鳥獣による農作物被害は17.4億円で、近年20億円前後で推移している（表Ⅲ－7）。

19年度の鳥獣種別の被害金額上位3種を見ると、鳥類による被害はカラスが3.5億円で最も多く、次いでスズメが2.4億円、ムクドリが1.1億円であった。獣類による被害はサルが2.9億円で最も多く、次いでネズミが農産物価格の高いおうとう等の被害が多く見られたため2.0億円、シカ（ニホンジカ及びカモシカの合算額）が1.4億円であった。例年被害上位のイノシシによる被害額は0.9億円であった。

被害対象農作物は、鳥獣種ともに果樹の被害が12.0億円と最も多く、次いで野菜（2.1億円）、イネ（2.0億円）の順であった（表Ⅲ－8）。

表Ⅲ－7

東北地域における農作物鳥獣被害の推移

年度	被害面積（千ha）			被害量（千t）			被害金額（百万円）		
	鳥類	獣類	計	鳥類	獣類	計	鳥類	獣類	計
15	14.2	2.4	16.6	4.9	7.5	12.4	919.1	764.2	1683.3
16	15.5	2.4	17.9	4.1	8.8	12.9	1094.3	989.8	2084.1
17	12.8	2.9	15.7	3.8	6.2	9.9	921.8	809.1	1730.9
18	10.3	2.9	13.2	3.4	9.7	13.1	1006.2	1106.3	2112.5
19	5.9	2.1	7.9	2.8	7.8	10.6	814.4	929.8	1744.2

資料：東北農政局農産課調べ。

Ⅲ 豊かで住みよい農村の振興

表Ⅲ－８

東北地域における野生鳥獣による農作物別被害金額（平成19年度）

（単位：万円）

鳥類	イネ	ムギ類	マメ類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	その他	合計
スズメ	2,341	0	13	1	21,792	0	13	0	0	0	24,161
カラス	4,342	2	565	0	23,711	341	5,550	59	75	13	34,658
カモ	4,636	0	49	0	12	0	70	0	0	0	4,767
ムクドリ	5	0	0	0	11,382	0	2	0	0	0	11,388
ヒヨドリ	7	0	0	0	4,637	0	26	0	0	0	4,670
ハト	98	11	405	0	34	0	52	0	0	0	599
キジ	2	0	8	0	55	0	61	0	0	0	125
サギ	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
その他鳥類	10	3	0	0	599	0	1	0	0	282	894
小計	11,619	16	1,040	1	62,221	341	5,774	59	75	295	81,440
獣類	イネ	ムギ類	マメ類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	その他	合計
ネズミ	357	0	144	0	18,797	0	136	50	40	0	19,523
ウサギ	0	0	1	0	2,128	0	0	0	0	0	2,129
クマ	309	0	1	9	4,607	2,041	2,069	9	0	123	9,170
イノシシ	3,927	0	62	0	448	852	1,221	2,923	0	66	9,498
モグラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サル	835	0	492	6	19,991	172	5,531	1,298	650	78	29,052
シカ	2,446	4	150	4	483	1,638	1,972	13	5	52	6,767
カモシカ	272	3	594	7	4,500	182	1,819	15	5	30	7,426
タヌキ	25	0	22	2	0	0	514	15	0	80	657
ハクビシン	26	0	18	0	6,628	101	1,723	1	5	7	8,509
アライグマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌートリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マングース	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タイワンリス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
キョン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他獣類	21	0	4	0	0	0	166	3	0	53	247
小計	8,218	6	1,487	27	57,583	4,986	15,151	4,326	705	489	92,978
合計	19,837	22	2,527	28	119,804	5,327	20,925	4,385	780	784	174,418

資料：東北農政局農産課調べ。

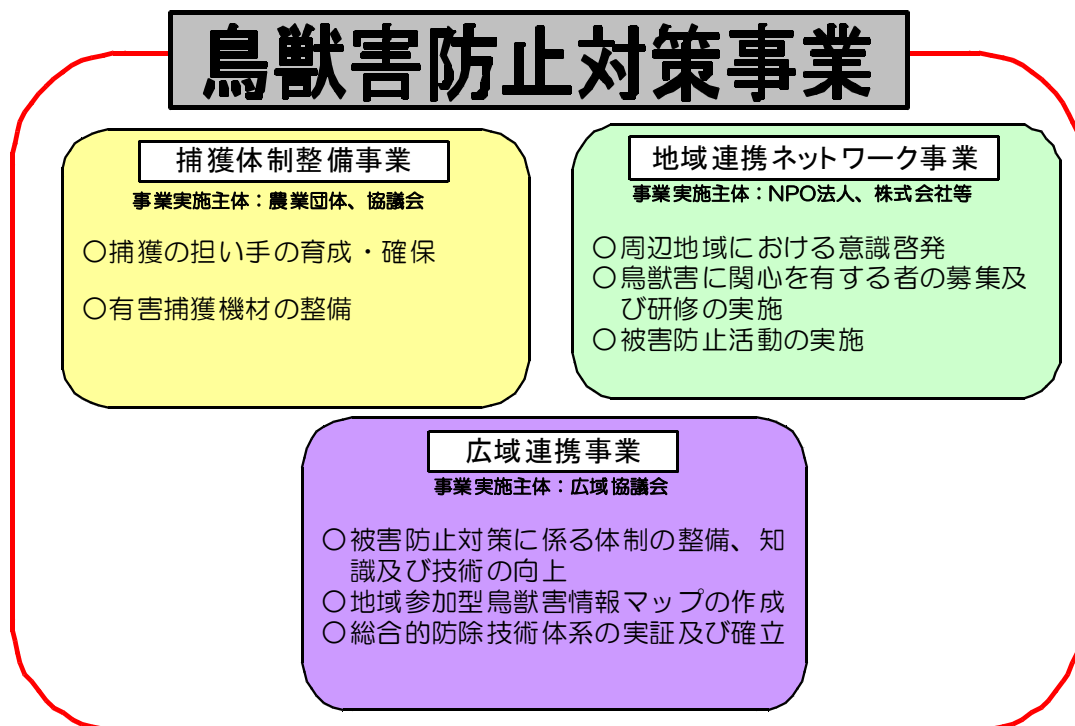
注：小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

平成19年度に鳥獣害防止対策事業を実施

被害地域では、市町村の委託による猟友会の支援を受けて有害鳥獣捕獲を実施したり、電気柵やネット柵等の侵入防止柵を設置するなどして被害の軽減に努めている。

また、近年、電波受発信機や接近警戒システムの活用による野生鳥獣の追い払い、耕作放棄地の刈り払いや里山の間伐、牛の放牧等による緩衝地帯の整備等の対策も各地で実施されている。

農林水産省では、19年度に鳥獣害防止対策事業により、被害防止体制の整備や、個体数調整、被害防除及び生息環境管理等の、地域の主体的な被害防止対策の取組に対して支援を行った。



市町村を中心に、地域の関係機関が連携し一体となった被害防止体制の整備推進

全国の中山間地域を中心とする被害地域の中には、過疎化、高齢化、狩猟者の減少、財政難等により、的確かつ効果的な対策を講じるのが困難な地域が多数存在する。

このように全国的に深刻化する被害の状況を受けて、被害対策の抜本強化を図るため議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）」が平成19年12月14日に成立した。

今後は、地域の被害実態を把握しうる市町村が中心となり、地域の農林水産業団体、猟友会、地域住民等の関係機関と連携し一体となって総合的かつ効果的な被害防止施策を推進することとしている。

農林水産省においても、特措法の成立に合わせ、20年度に鳥獣害防止総合対策事業を新設し、地域における被害防止体制の整備や具体的な被害防止対策の取組を支援することとしている。

Ⅲ 豊かで住みよい農村の振興

【特措法の概要】

- ・ 総合的かつ効果的な被害防止施策を推進し、農林水産業の発展と農山漁村の振興に寄与することを目的
- ・ 国は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を作成
- ・ 市町村は基本指針に即して被害防止計画を作成
- ・ 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、市町村に対し財政支援等を実施